

## 調査・研究報告書の要約

|       |  |    |      |    |    |
|-------|--|----|------|----|----|
| 書名    | 平成21年度機械産業の国際競争力強化に資する安全保障貿易管理制度の調査研究報告書 |    |      |    |    |
| 発行機関名 | 社団法人 日本機械工業連合会・財団法人 安全保障貿易情報センター         |    |      |    |    |
| 発行年月  | 平成22年3月                                  | 頁数 | 330頁 | 判型 | A4 |

## [目次]

序 (会長 伊藤 源嗣)

はしがき (理事長 黒田 眞)

## 目次

## 総論

1. 調査目的
2. 調査内容
3. 調査の結果と得られた結論

## 各論

1. 米国が流出を懸念する先端技術
2. 米国が流出を懸念する技術の特定国における調達・開発動向
3. 米国の国際輸出管理レジームへの対応と米国企業の輸出管理
4. 米国が抱える輸出規制の課題
5. 米国が指摘する迂回輸出問題の概要
6. 米BISによる5軸制御工作機械の輸出規制緩和勧告
7. 米国の輸出規制の見直し動向と我が国の外為法改正
8. まとめ
9. 参考資料

## [要約]

米国は、中国やイラン等によるデュアルユース品目・技術の違法調達の動きを警戒しており、米会計検査院（GAO）により指摘された国内の現行制度の問題にも懸念を抱いている。その一方で、米商務省産業安全保障局（BIS）が5軸制御工作機械の輸出規制緩和を

報告しており、また先端技術研究諮問委員会（ETRAC）は、輸出規制の対象デュアルユース品目の識別方法を考案するなど米国は規制リスト見直しに向け動いている。

## 総 論

### 1. 調査目的

北朝鮮、イランの核問題等大量破壊兵器拡散が国際社会の脅威となるなか、安全保障貿易管理は、大量破壊兵器等の拡散防止及び通常兵器の過剰な蓄積防止に向けた有効な手段として重要視され、国際的な安全保障貿易管理の厳格化の要請が高まっている。

一方、技術革新による安全保障関連の技術と民生技術の区別のあいまい化、企業活動のグローバル化による人的交流の拡大、情報技術の高度化により安全保障関連の貨物・技術の海外への流出が懸念されるなか、政府は、我が国安全保障貿易管理を厳格に実施するため、平成21年4月に機微技術移転規制等、一部外国為替及び外国貿易法（外為法）の改正が行われた。このように安全保障を取り巻く環境変化のなか、我が国機械産業技術の優位性を保つために、我が国輸出規制対象貨物・技術の範囲が技術進歩に対応した規制内容であると同時に、安全保障輸出管理において不利益を被ることのないよう諸外国制度との十分な整合性を有する規制とすることが必要となる。そこで、我が国の改正外為法で強化される機微技術移転規制と諸外国、なかでも機微技術規制の見直しを進めている米国の規制との相違点を明かにするため、米国における先端技術等の輸出規制動向等について調査を行い、規制当局に調査成果を提供することにより、我が国機械産業の国際競争力強化に資する安全保障貿易管理制度の実現を図ることを目的とする。

### 2. 調査内容

平成21年4月に機微技術移転等に関する外為法が一部改正されるなか、米国では、昨年9月に規制リスト見直しのため先端技術・研究諮問委員会（ETRAC）が活動を開始し、バイオ関連、科学、材料、核技術、通信、航空宇宙、ナノテクノロジー等6項目に分類し新規規制リストの策定を行う等、規制リスト見直しに向けて動き出している。

米国のこうした見直しの動きは、先進国の先端技術（機微技術）を活用して軍備増強と兵器近代化を目論む特定国（懸念国）における開発・調達動向とも密接に関わっており、我が国においても機械産業の開発する先端技術がこうした懸念国等の調達活動に利用されないよう輸出規制内容の適正化を図ることが重要となる。

そこで、米国の規制見直しの背景にある特定国（懸念国）の機微技術調達動向や米国政府の規制動向を基に、米国が規制緩和・強化を検討している技術、新たに注目する先端技術が何かについて情報収集・分析するとともに、我が国の外為法の改正で強化される機微技術移転規制について米国の規制内容との比較調査を行い、相違点を明かにすることで、我が国輸出規制への対応を検討する参考資料とする。

各調査に当たっては、研究員が、各種文献、WEB 情報、米国関係機関等へのヒアリング、特定国（中国等）における現地情報収集及び専門調査機関へ一部再委託を行い、入手した情報を基に、我が国輸出規制内容の適正化及び国際的調和に資する報告書を作成する。

### 3. 調査の結果と得られた結論

中国やイラン等は依然として様々な調達方法を駆使して先進国から機微なデュアルユース品目・技術を獲得しようとしており、米国もこうした動きに危機感を抱いている。米会計検査院（GAO）による調査では、デュアルユース品目や軍物品目が容易に国内で購入でき海外に輸出することも可能なことが判明するなど現行制度の問題点も指摘されている。一方で、米商務省産業安全保障局（BIS）が5軸制御の工作機械の輸出規制緩和を勧告するなど規制緩和の動きも見られる。こうした中、先端技術研究諮問委員会（ETRAC）は、輸出規制の対象にすべきデュアルユース品目の識別方法としてターゲット・モデルおよび加重分析などの手法を含めた3段階のスクリーニング手法を考案した。我が国機械産業界は、米国の輸出規制緩和等に遅れを取って国際競争力を失わないようにするためにも、こうした米国の輸出規制動向を注視する必要がある。

## 各 論

### 1. 米国が流出を懸念する先端技術

中国、ロシア、インド、イランによるデュアルユース品目・技術の調達動向を整理し、米国の視点から見たこれらの国々への先端技術等の流出の重要度をまとめた。

米国は中国について、「合法および非合法的な手段を通じて、米国から非対称技術や『先端的』技術を取得すべく組織的な努力を続けていると共に、ロシアや他の国々から軍需品を直接購入し続ける」として警戒を強めている。中国が国外から調達している重要度の高いデュアルユース技術としては、オキシ塩化リンなどの先端材料、マイクロ波増幅器などのエレクトロニクス品目、コンピュータ関連品目、加速度計などのセンサー類、航空機や

ロケット用のエンジン類、工作機械、レーダーや暗視装置などが挙げられている。

ロシアは、各種の軍事関連物資および技術の世界有数の生産国の1つであり、そうした品目や技術の主な輸出者である。また、同国はワッセナー・アレンジメントの参加国でもある。こうしたことから、ロシアは他の3カ国と同様規模でデュアルユース技術の輸入を必要としているわけではない。しかし、ロシアの経済と軍事支出がいずれも崩壊状態に陥った1990年代の極端な予算削減の結果、ロシアの国防部門は現在もなお脆弱であると考えられている。このため、特定の種類のハイテク軍用装備については、ロシアは国外に供給者を求めている。その好例が無人航空機(UAV)の技術である。この他、西側先進国に比べて遅れているコンピュータ関連品目を調達しようとしている可能性がある。

インドは、米国の9.11同時多発テロの後、米国との友好関係を回復させたことから、米商務省の輸出規制リストに挙げられているインドの機関の数は159から2へと激減した。米印両国は2003年に「ハイテク共同グループ」を設立した。これにより、米国からインドへのデュアルユース品目・技術の輸出許可申請と許可件数が爆発的に増えると共に、許可発給率も90%に上り、金額ベースでは約2倍の5,700万ドルとなった。例えば、デュアルユース品目の主要な輸入者であるインド宇宙研究機関へのデュアルユース技術の輸出は、もはや承認を必要としなくなっている。インドは2008年に米国と民生用原子力協力協定を締結し、米国の高度な核技術へアクセスする道が開かれた。しかし、インド企業は厳格に輸出管理を行わないまま、自国のデュアルユース技術の輸出を続けており、一部ではインドが取得した米国の技術が他国でさらに拡散する可能性が懸念されている。

イランは1979年のイスラム革命以後、大量破壊兵器(WMD)を国内で生産するための技術や装置を含め、あらゆる種類の軍事物資の主要な輸入国の1つにもなった。イランにとって、そうした物資や技術の主な供給者は、ロシア、中国、および北朝鮮である。これに加えて、過去10年間にわたって、イランは米国のデュアルユース技術の入手に特に力を注いできた。

イランの核開発プログラムは、現政権のデュアルユース技術取得の優先順位において最上位を占めている。核分裂性物質に加えて、彼らの求める技術には先端材料、材料加工関連技術、エレクトロニクス関連技術が含まれる。また、コンピュータ関連技術やレーザー関連技術も、核開発プログラムにとって価値のある品目である。イランは表向きには民生品として用いられうる品目の合法的な入手と並行して、核兵器に利用できるデュアルユース品目を取得するために制裁措置を迂回することで、これらの品目を手に入れようとしてきた。また、量としては少ないものの、イランは化学兵器や生物兵器に利用可能なデュア

ルユース品目の取得にも務めてきた。

## 2. 米国が流出を懸念する技術の特定国における調達・開発動向

中国は、迂回調達や外国企業との合弁そして外国企業の買収など様々な手法を用いてデュアルユース品・技術を調達しているとされる。迂回調達では、シンガポールが中国向けデュアルユース品目の主要な中継地点の1つであり、また西側経済と国外在住者コミュニティが密接に結び付いた香港も同様に利用されている。米国以外にも、中国は欧州諸国からも多数のデュアルユース品目を調達している。

一方で、中国は西側先進国の技術水準に追いつくため、産官学でデュアルユース技術の研究開発に積極的に取り組んでおり、着実に技術力を身につけつつある。規制対象品目である5軸制御工作機械もその1つで、中国における現地調査では5軸制御工作機械を発表あるいは販売している中国メーカーが多数存在し、その数も年々増加傾向にあることが確認された。

ロシアは、イランや中国と同等のレベルでの迂回調達や不明瞭な取引は行っていない。それだけでなく、ロシアはワッセナー・アレンジメントのような国際的な輸出管理レジームの参加国として、米国や他の西側諸国のデュアルユース技術に容易にアクセスすることができる。これを前提として、彼らの重点項目は米国からのコンピュータの調達、そして米国とヨーロッパの先進的な航空宇宙およびロケット打ち上げ用の構成部品である。

インドは現在も外国製軍需品の大部分をロシアから購入しているが、同国の経済と軍備の近代化のために求められている技術品目は、主に西側諸国、特に米国の団体が所有している。米国とインドの間のデュアルユース品目の通商が緩和されるのに伴って、拡大して以来、インドは米国のデュアルユース品目へのアクセスの容易さに関しては、西欧諸国とほぼ同等になった。

イランは、しばしば多数のイラン人移住者が住む地域を調達あるいは中継地として活用している。例えば、イラン人が多い米カリフォルニア州とドイツは、デュアルユース技術の供給元および中継地として頻繁に利用されている。特にカリフォルニア州南部は、イラン系の米国市民が多数居住し、取り扱いに注意を要する航空宇宙およびコンピュータ製造業が集中することから、イランによる不法行為の温床となっている。

アラブ首長国連邦は、主にドバイを通じて大量の技術が流入し、再輸出の制限も緩く、かつ相当な数のイラン人が在住することから、デュアルユース技術輸入のハブとして機能している。また、イランは中継点または通商活動の拠点として、オランダ、台湾、シンガ

ポール、南アフリカ、メキシコ、マレーシア、イタリア、キプロスといった国々も利用してきた。

### 3. 米国の国際輸出管理レジームへの対応と米国企業の輸出管理

米国の輸出管理には同盟国との協定協力も反映されている。例えば日本の外為法と同じように米国は、多国間輸出管理国際レジームなどに参加し、その決定を受けて輸出管理を実施している。米国政府は四つの主要国際輸出管理レジームに合わせて規制品目リストと運用ガイドラインを策定し調整しなければならないが、その取り組みにおいて米国商務省の産業安全保障局 (BIS) は、重要な役割を果たす。四つの主要レジームとは、オーストラリア・グループ (化学・生物兵器)、ミサイル技術管理レジーム、原子力供給国グループ、ワッセナー・アレンジメント (通常兵器および関連デュアルユース品目) である。

しかし米国にとって輸出管理規制とはレジームに参加し、同盟国との協定協力を反映させることや、ビジネス取引に対する管理規制だけではなく、重要な国策の一つであり、米国を守るための手段としての安全保障及び外交政策である。米国は建国されて以来、様々な方法で輸出品を規制を実施している。特に技術移転規制は、米国の国益を守り、国際社会における優位性を確保するために、国際的な経済・軍事の勢力の均衡に影響を与える技術や知識を保護し、米国にとって脅威と感じている国に対して技術や知識の輸出 (技術移転) の規制を目的としている。具体的にどのような取り組みが必要か、技術移転の注意点 (情報の流出やみなし輸出) で比較的見落としやすい企業活動である「企業合併・買収 (M&A)」、「テクニカルサポート」、「研究開発 (R&D) や生産の外注」、「データ移送・保管等の革新技术」を取り上げた。

米国の輸出管理規制が米国を守るための手段としての安全保障及び外交政策である一方、輸出管理規制が米国の企業に負担であったり、米国の経済にマイナスになっているとの声もある。米国の輸出管理に対する米国企業の要請については、米国政府が募集したパブリックコメントの結果、外国人の出生国を根拠とする点に関し、許可証申請数増加の懸念や、米国の再輸出管理が米国の輸出にマイナスの影響を与えていること、米国の再輸出規制があるために、米国以外の国で米国品目 (製品や技術など) を使わない (Design Out) 傾向があるという回答までであった。米国では様々な産業団体が輸出管理の改善を働きかけてきたが、これらの団体が、輸出管理の近代化を通じて安全保障と競争力の強化を図るという御旗の下に結集し、2007年に国家安全保障及び競争力のための企業連合(CSC)を結成してブッシュ政権に提言を行った。CSCはその後も参加団体を拡大しながら、輸出管理の改革

を求める活動を継続している。こうした動きは 2009 年 1 月に発表された米国学術会議による「アメリカ要塞を越えて」：グローバル化した世界における科学技術に関する国家安全保障管理」の影響も大きいということが判明した。

#### 4. 米国が抱える輸出規制の課題

米国の規制リストには問題が多い。米国防総省は、米国の軍事技術が他国（特に懸念国）に流出して米国の軍事的優位が揺らぐリスクを抑えるため、軍事機微技術プログラムでそれぞれ 20 項目から成る防衛機微技術リスト（MCTL）と開発段階にある科学技術リスト（DSTL）の 2 つの技術リストを作成し定期的に更新しているが、MCTL に関しては情報はあまりにも具体性に欠けており、内容も古いため、輸出管理提案の作成や個別の輸出認可決定に利用されていない、また DSTL もあまり利用されていない。そもそも米会計監査院（GAO）がインタビューした結果、国防総省の部門の多くが、リストの存在も知らなかった。DSTL の存在を知っていたメンバーも、MCTL と同様に、内容が古いため、有用性が限定されていると考える者がいたとのことである。

また BIS が管轄する規制品目番号リスト（CCL）や、DDTC が管理する軍事品目リスト（USML）においても規制理由が分からなくなっている品目があったり、そもそもエンドユース規制が施行されている場合と、リスト規制がすべてであった時期とでリストのあり方は変わってよいのではという声も上がっている。2009 年 11 月時点での新規技術のライフサイクルは半年から 1 年だが、規制品目リストに掲載されている品目は過去数十年掲載されているものである。そのため既存のリストの問題は多い。

法体系の問題点としては、米国国内での機微なデュアル・ユース／軍事品目販売に制限がないことが GAO による覆面調査によって判明した。機微なデュアルユース／軍事技術は米国内の製造業者や販売業者から容易かつ合法的に購入でき、見つかることなく違法に輸出できることがわかった。購入品目の中には、暗視スコープ、トリガー火花間げき、電子センサー、ジャイロチップも含まれていた。そうした品目の国内販売にはほとんど制限がないことがわかった。

GAO は更に、機微技術を取得しようとするテロ組織や外国政府の迂回調達の積替えポイント（中継地点）として知られる国に向けて、品目のダミー版を郵便を使って輸出（発送）することもできた。米国内の取締官によれば、海外向けに発送される膨大な量の荷物などから機微技術が不正に輸出されていないことを確認するために米国を出国する荷物などを逐一調べることは不可能だという。その結果、テロや外国政府が機微な軍事およびデ

ユアルユース技術を米国内で購入できれば、それを輸出する際に障害やリスクはほとんどないことも判明した。

更にインターネットは、防衛関連品目を購入できる場所の一つであり、一部の機微品目が買う余裕のある者の手に入る可能性が高まっているとして、GAO は、eBay や Craigslist をはじめインターネット上で一般市民がこうした品目を容易に購入できるかどうか覆面調査を行った。こうした品目のリバースエンジニアリング対抗手段（技術）や同等技術が開発される可能性もあるためである。結果、eBay および Craigslist で多数の防衛関連品がオークションで売りに出されていることが判明した。またウェブサイトのポリシーや手続を調べたところ、これらのサイトを利用した防衛関連の機微品目および盗品の販売を防ぐ対策はほとんどないこともわかった。

運用上の問題点としては、技術の保護のために重要とされている米国の輸出管理制度とプログラムが複雑であり、制度の見直しが必要であると GAO は結論付けている。機微技術の管理と保護についての決定には、国防省、国務省、商務省、国土安全保障省、財務省、エネルギー省、司法省など多数の政府機関が参加し、それぞれプログラムを打ち出している。制度の有効性は省庁が全体として機能するかどうかにかかっているため、GAO は、現行のプログラムおよびプロセスの根本的な見直しを行うよう要求した。

米国の違反事例が多くなっている一方、自主的情報開示（VSD）が軽減措置の一つとして検討される事例も多くなっている。VSD が注目されている大きな要因の一つとして輸出違反に対する関心が高まっている点が挙げられる。企業は名声や評判に傷がつくことを恐れ、企業へのセルフコンプライアンスや、自主的情報開示を促しているという。

## 5. 米国が指摘する迂回輸出問題の概要

米国の輸出管理の課題の一つとして、米国の輸出規制対象品目の外部からの調達・入手が巧妙化しており、特に迂回輸出は、米国だけではなく、世界各国で規制対象品目の移転・拡散に拍車をかけているという。米国の迂回輸出に対する取り組みとして、「輸出管理・関連国境安全保障（EXBS）プログラム」、「拡散に対する安全保障構想（PSI）」、「積み替え国輸出管理イニシアティブ（TECI）」などがある。

輸出管理・関連国境安全保障（EXBS）プログラムは、国務省国際安全保障・不拡散局が管理する米国政府省庁間プログラムであり、大量破壊兵器（WMD）、そのミサイル発射システム、通常兵器および関連品目の拡散防止に資することを目的としている。EXBS プログラムは、国際機関や非政府組織、外国政府、民間部門、そして以下に挙げる米国政府



機関の専門知識を利用して実施されている。

拡散に対する安全保障構想(PSI)は、元々2002年12月に米国のブッシュ前政権下において、北朝鮮、イランをはじめとする、いわゆる拡散懸念国等の大量破壊兵器・ミサイル開発を強く懸念し、大統領指令 NSPD-17/HSPD-4「大量破壊兵器と闘う国家戦略」に端を発している。その後、2003年5月「拡散に対する安全保障構想(PSI)」がブッシュ大統領の訪問先のポーランドにて公表された。米国は当初10カ国(日本、イギリス、イタリア、オランダ、オーストラリア、フランス、ドイツ、スペイン、ポーランド、ポルトガル)に参加を呼びかけたが、2009年5月27日時点で、当初の10カ国を含めた95カ国が、PSIの目的や取り組みなどに支持を表明し、PSIに参加・協力している。

PSIは、参加国が国際法や各国国内法の範囲内で共同して、国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器・ミサイル及びそれらの関連物資の移転及び輸送を通じた拡散を阻止するための措置を検討し、実践する取り組みである。対象領域は、自国の領域を越える範囲でも、他の参加国と連携することを方針として示している。更に自国内においても、法執行機関、軍・防衛当局、情報機関等、関係機関の間の連携を重視し、当該関連物資の取り締まりにあたる。

一方、米国の大学の研究機関では、PSIの問題についていくつか問題点を指摘している。まずPSIの取り組みにおいて、運用上の連携は同盟国の間でさえ困難になる可能性があるという。また、情報の共有において、特に一刻も争う状況において参加国間で情報共有が迅速に行えるのかという懸念もあるであろうし、更に参加国によって、違反の重大さに関する認識が異なるため、PSIの実施の連携に困難を来すと分析している。

また商務省(DOC)は、違法積替えは米国の産業に損害を与え、米国の国家安全保障を脅かし、国際貿易体制への信頼を損ね、貿易自由化に向けた国際努力を台無しにする。こうした脅威に取り組むため、積み替え国輸出管理イニシアティブ(TECI)を開始している。特にプログラムでは主要な積替え拠点として、「かなりの貿易量があるために違法積荷が偽装しやすい」、「迂回の容易化に利用できるインフラがある」、「懸念エンドユーザーに地理的に近い」、「積替え国自体は懸念国ではなく、きわめて寛大な輸出許可待遇を享受する傾向がある」といった積替え国特有のリスクが高いとして次の9カ国を選び出した—キプロス、香港、マレーシア、マルタ、パナマ、シンガポール、台湾、タイ、アラブ首長国連邦(UAE)。

本報告書では、TECIが指定しているUAEの迂回事例について2009年6月2日、米国のNPO研究機関ウィスコンシン核兵器管理プロジェクトによって提出された「核兵器の

ことなら当研究機関で「アラブ首長国連邦を浮かした 25 年の積み替え」報告書を基に UAE に焦点を当てて紹介した。同報告書は、事例の大部分の貨物が大量破壊兵器製造を支援するものであり、UAE が不正輸出を行う違法業者にとって最終仕向地を偽証するための拠点となっていることを指摘している。特に UAE は、パキスタンの科学者 AQ カーン博士や、博士率いる核密輸組織によって積替拠点として悪用された。UAE は米国によるブローカリング規制において、今後も重点的に取り込まれるハブ拠点の一つであると思われる。

#### 6. 5 軸制御工作機械の輸出規制緩和問題

特定国が調達を試み、かつ軍需品等を製造する上で重要な品目・技術として規制対象になっているものに 5 軸制御の工作機械がある。しかし、規制対象国である中国等においても 5 軸制御の工作機械を製造できるようになり規制する意味が薄れているという議論が米国でも活発になっている。

米商務省産業安全保障局（BIS）は 2009 年 7 月、「同時 5 軸制御工作機械に関する重要技術評価」を発表、5 軸制御工作機械の中国など規制国への輸出規制緩和を勧告した。BIS の調査によると、「中国等は米国製に匹敵するような位置決め精度の同時 5 軸制御の工作機械を製造できる固有の能力を有する」という。BIS はこうした点を踏まえ、輸出管理規則（EAR）を改正し、「一定の精度を持つ同時 5 軸制御御フライス盤、フライス／旋盤及びマシニングセンタ及びマシニングセンタの、許可例外もしくは同様の権限で規制される規制国への輸出を促進する」ことを米政府に勧告した。

#### 7. 米国の輸出規制の見直し動向と我が国の外為法改正

米商務省の BIS の主な動きとして、ETRAC が本格的に活動を始めたことであろう。2007 年 12 月のみなし輸出諮問委員会（DEAC）の勧告によって、2008 年 5 月 23 日に商務省において設立された。輸出規制、とりわけ「みなし輸出規制」の対象とすべき「米国の国家安全保障に脅威を脅かす可能性がある先端技術」を識別するための方法論を米国政府に提案することなどが求められており、同年 9 月 23 日から会合が重ねられている。委員会は、学界や産業界のトップ、国の研究機関を率いる研究者など 28 名から構成されている。

ETRAC のメンバー内で規制対象品目の識別方法論の議論を進めていくにあたり、4 回目の会合となる 2009 年 6 月 11 日に ETRAC メンバーの一人がターゲット・モデル案を提出した。ターゲット・モデルとは、質問に対し「Yes」か「No」で回答するゲーム理論を

基にしている。その後、質問に対する回答を加重分析によってスコア化するという。更に2009年10月1日に開かれた会合で ETRAC は、提案されていたターゲット・モデルおよび加重分析などの手法を含めた3段階のスクリーニング手法を考案した。対象品目はゼロの状態から既存の技術および潜在的な技術のすべてのスクリーニングを目指しているという。第1段階のスクリーニングは、技術の適格性について6つの質問から成り、一つでも回答が「Yes」の場合は、第2段階のスクリーニングへと進められる。第2段階のスクリーニングは、7つの質問から成り、回答に対し加重分析手法が行われスコア化されるという。最後に第2段階スクリーニングの結果によって、第3段階のスクリーニング、「みなし輸出規制リスト (DECL)」に掲載するか否か審査される。「掲載の必要がない」と判断されれば DECL から除外され、「必要がある」と判断されれば DECL に掲載されることになる。

その他の BIS の主な動きとして、2007年10月19日に米商務省が米国の国家安全保障上の利益を阻害する恐れがないと認定したエンドユーザ (VEU) が中国所在の5社以降、追加がなかったが、2009年に入り2社が追加されている。1社は新たな中国所在の企業であったが、残りの1社は中国企業以外初のインド企業であった。2010年1月の時点同2社は、認定された VEU が保留中である。

BIS のその他の動向としては、エンティティ・リスト掲載企業取り消しがある。2009年からエンドユーザー審査委員会 (ERC) によるエンティティ・リストの年次審査を本格的に開始することによって、リスト掲載企業名の除外がより早まることが伺える。

2009年 DDTC の主な動きとして、品目管轄判定 (CJ) に関する新たなガイドライン (2009年5月14日に発表) であろう。CJ 関連のガイダンスが最後に更新されたのは1996年であった。

OFAC の2009年の主な動向として、親族訪問、親族送金、電気通信、農業製品及び医療機器の主要分野における規則の緩和を目的として、オバマ米大統領は3月に、2009年オムニバス(包括的)歳出法を署名し、4月には米国の対キューバ政策への一連の変更を発表した。大統領のイニシアティブを実施するため、OFAC は関連規則を修正した。様々な関連法案が提出されているにも係らず、実施時期は依然不透明のままである。

その他の主な動きとして OFAC は10月7日、OFAC の許可に基づき「合法的にイランまたはスーダンに輸出された医療機器の保守を目的とした医療部品の輸出に関する指針」を発表した。交換部品は BIS から EAR99 判定を必ず受けていなければならず、提出書類には、「医療機器が故障した状況に関する文書」なども必要となるという。

2009年の日本の輸出管理関連の動向として、1987年以來の輸出管理部分改正される外為法改正である。今回の改正は、技術取引に係るボーダー規制の導入(技術移転規制)、仲介取引規制の見直し(仲介取引規制の改正)、輸出者等遵守基準の導入、罰則強化など重要な内容となっている。改正法の施行は本年の11月1日だが、輸出者等遵守基準部分は、2010年4月1日と決まっている。

## 8. まとめ

中国やイラン等は依然として様々な調達方法を駆使して先進国から機微なデュアルユース品目・技術を獲得しようとしており、米国もこうした動きに危機感を抱いている。米会計検査院(GAO)による調査では、デュアルユース品目や軍物品目が容易に国内で購入でき海外に輸出することも可能なことが判明するなど現行制度の問題点も指摘されている。一方で、米商務省産業安全保障局(BIS)が5軸制御の工作機械の輸出規制緩和を勧告するなど規制緩和の動きも見られる。こうした中、先端技術研究諮問委員会(ETRAC)は、輸出規制の対象にすべきデュアルユース品目の識別方法としてターゲット・モデルおよび加重分析などの手法を含めた3段階のスクリーニング手法を考案した。我が国機械産業界は、米国の輸出規制緩和等に遅れを取って国際競争力を失わないようにするためにも、こうした米国の輸出規制動向を注視する必要がある。



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

<http://ringring-keirin.jp>